

○おいらせ町事業活動応援資金保証料補給金交付要綱

平成26年3月31日

告示第19号

改正 平成28年3月22日告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、中小企業者の経営の安定と事業の活性化を図るため、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受ける中小企業者に対し、予算の範囲内で保証料の一部を補給するものとし、その交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補給対象者)

第2条 補給金の交付対象者は、県要綱2(1)により融資を受けた中小企業者で、次の各号のいずれの要件も備えるものとする。

- (1) 町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者等で、1年以上継続し同一事業を営んでいるもの。ただし、町内に住所を有しない個人事業者の場合、町税が課税されていないものは除く。
- (2) 町税の滞納がないもの
- (3) 融資額2,000万円以内かつ融資期間10年以内で融資を受けたもの

(補給金の額)

第3条 補給金の額は、県要綱に定められた保証料によって算出された保証料の2分の1の額とし、端数が出た場合は、切り捨てるものとする。ただし、一業者及び同族企業者の同一年度内の限度額を15万円とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条により町長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 事業計画書（規則様式第2号）
- (3) 収支予算書（規則様式第3号）
- (4) 納税証明書。ただし、納税状況確認同意書（様式第1号）を提出したときは、納税証明書の添付を省略することができる。
- (5) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の補助金交付申請書の提出期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付決定)

第5条 規則第4条により町長に提出された書類を審査した上通知する。

(請求書)

第6条 規則第14条による補給金の請求は、補助金等精算（概算）払請求書（規則様式第9号）を提出して行うものとする。

(補給金の返還)

第7条 町長は、補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補給金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 借入保証期間が短縮し、又は借入金額が減少した等の理由により、払い込んだ保証料の返戻が生じたとき。
- (2) 不正の方法により補給金の交付を受けたとき。

(実績報告)

第8条 規則第11条による報告は、補給事業完了後速やかに、次の書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業実績報告書（規則様式第6号）
- (2) 事業費精算書（規則様式第7号）
- (3) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

(その他)

第9条 この告示に定めのない事項については、必要に応じて町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日告示第17号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

同意書

（あて先）おいらせ町商工観光課長

住 所
申請者 （所在地）
氏 名 印

私は、おいらせ町事業活動応援資金保証料補給の申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

- ・ 法人町民税（個人の場合は、町県民税）
- ・ 町県民税（特別徴収分）
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 個人又は個人事業主の場合は、国民健康保険税

| | |
|------------------|--|
| 町 記 入 欄 | 上記申請者の納税状況につきまして、下記のとおり確認しました。 <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし 商工観光課 担当者氏名 |
|------------------|--|